

新青少年教育施設基本計画

平成 30 年 8 月

栃木県教育委員会

目次

はじめに	1
I 計画概要	2
1 背景と目的	2
2 整備の基本理念及び基本方針	4
3 上位・関連計画	5
II 整備予定地及び周辺の状況	8
1 整備予定地	8
2 交通アクセス	9
3 みかも山公園	10
4 とちぎ花センター	12
5 いわふねフルーツパーク	12
6 渡良瀬遊水地	12
7 その他周辺の施設	14
III 施設の基本計画	15
1 整備予定地の概況	15
2 整備予定地の諸条件	17
3 施設規模等	19
4 施設の基本機能	19
5 構造計画	23
6 設備計画	23
7 ゾーニング	24
8 安全対策	24
9 その他	24
IV 管理運営計画	25
1 基本方針	25
2 運営内容	26
V 事業方式	28
VI 需要見込み	29
1 芳賀青年の家及び太平少年自然の家の利用状況	29
2 民間活力導入効果	29
3 立地条件	30
4 需要見込み推計	30
VII 整備工程	32

はじめに

本県の県立青少年教育施設は、宿泊体験型教育施設として、様々な自然体験活動や地域の特性を活かしたものづくりなどを通し、青少年の健全な育成に寄与するとともに、生涯学習や交流の場として幅広い年齢層の県民に利用されている。

施設の設置状況としては、平成 16（2004）年度までに県内に 8 施設、茨城県内に 1 施設の計 9 施設を設置し運営してきたが、施設の老朽化や少子化による児童生徒数の減少、市町の類似施設の設置による利用者の分散化などから、県教育委員会は、平成 18（2006）年 2 月に「青少年教育施設再編整備計画」（以下「再編整備計画」という。）を策定し、現在までに 4 施設に統廃合してきた。

また、再編整備計画には、新たな青少年教育施設（以下「新施設」という。）の整備が位置付けられており、県立の青少年教育施設としては、将来的に「とちぎ海浜自然の家」、「なす高原自然の家」及び新施設の 3 施設により運営を行うとしたところである。

そのため、新施設を整備すべく、県教育委員会は、平成 29（2017）年 3 月に「新青少年教育施設基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、整備に向けた基本理念や新施設の基本的な機能を明確にするるとともに、課題の整理などを行った。

こうした経緯を踏まえ、今般、整備予定地の地質調査や測量、自然保護のための自然環境現況調査の実施、さらには新施設の整備内容等について、より具体的な検討を行い、新施設の整備指針とするため、「新青少年教育施設基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

I 計画概要

1 背景と目的

青少年教育施設を取り巻く状況は、少子化や利用者ニーズの変化などから大きく変わってきたため、平成 13（2001）年度に、県社会教育委員会議に「青少年教育施設あり方検討委員会」を設置し、今後の施設のあり方について検討を進め、「地区別の配置等や施設の統廃合も視野に入れ、魅力ある広域的な中核施設として充実することが必要である。」との提言をいただいた。

さらに、平成 17（2005）年度には、有識者や公募委員を含めた、新たな「青少年教育施設あり方検討委員会」を設置し、同委員会から「新たな青少年教育施設を整備し、将来的には、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家と新たな施設の 3 箇所に集約することが人的・経費的に有効である。」との提言をいただいたところである。

そのため、県教育委員会は、これらの提言を踏まえ、具体的な年次計画を付した「再編整備計画」を策定し、この計画に基づき、これまでに 9 施設から 4 施設に統廃合してきた。

【現存 4 施設】

施設名	設置年	定員	備考
芳賀青年の家	昭和 36（1961）年	150 名	
太平少年自然の家	昭和 49（1974）年	200 名	
とちぎ海浜自然の家	平成 4（1992）年	400 名	平成 18（2006）年度から指定管理者制度導入
なす高原自然の家	平成 16（2004）年	200 名	平成 18（2006）年度から指定管理者制度導入

再編整備計画の中で位置付けられている新施設の整備予定地については、平成 20（2008）年 1 月の教育委員会臨時会議において、県内 8 箇所の候補地の中から、県営都市公園である「みかも山公園」が選定された。「みかも山公園」は、多様な自然体験プログラムの実施が可能であり、東北自動車道佐野藤岡 I C や東西に走る国道 50 号へのアクセスが良いという点が高く評価されている。

この地は、花や農業に係る体験活動が可能な「とちぎ花センター」、「いわふねフルーツパーク」及び歴史・文化・環境に関する学習活動が可能な「渡良瀬遊水地」など周辺施設に恵まれた場所でもある。

本計画は、これまでの経緯や提言、基本構想等を踏まえ、自然豊かなこの地に、多くの県民の方々に利用していただける魅力ある施設を整備すべく、新施設の整備内容や管理運営に係る基本方針などについて整理するものである。

【これまでの経緯】

実施年	内容
平成 13 (2001) 年	「青少年教育施設あり方検討委員会」設置
平成 17 (2005) 年	新たな「青少年教育施設あり方検討委員会」設置
平成 18 (2006) 年	「青少年教育施設再編整備計画」策定
平成 19 (2007) 年	唐沢青年の家、烏山青年の家、高原山少年自然の家 廃止
平成 20 (2008) 年	南那須少年自然の家、今市少年自然の家 廃止
	新青少年教育施設の設置場所をみかも山公園内に決定
平成 21 (2009) 年	「とちぎ未来開拓プログラム」により事業休止
平成 25 (2013) 年	「青少年教育施設整備庁内ワーキンググループ」で検討再開
平成 29 (2017) 年	「新青少年教育施設基本構想」策定・公表
平成 29 (2017) 年 ～平成 30 (2018) 年	新青少年教育施設基本計画策定及びP F I 等導入可能性調査実施

2 整備の基本理念及び基本方針

基本構想では、整備の基本理念や基本方針を次のとおり設定した。

【基本理念】

みかも山の緑豊かな自然の中で、集団生活体験による自立性や協調性を養うとともに、青少年が様々な体験活動を通して、社会性や豊かな心、健やかな体を育む青少年教育施設の機能を継承しつつ、多くの人々に生涯を通じて学習する機会を提供するため、県民の生涯学習に資するための施設として整備する。

【基本方針】

方針① 青少年教育を支援する施設として整備

- 施設の各種機能を活用した活動やみかも山の豊かな自然及び渡良瀬遊水地など、地域の貴重な資源を活かした多様な体験活動を通し、青少年の豊かな心や健やかな体を育む施設として整備する。

方針② 学校教育を支援する施設として整備

- 宿泊体験を通して、自立性や協調性を養いながら集団生活における規則やルールを学ぶとともに、自然体験活動や社会体験活動を提供するなど、学校教育の一環として利用できる施設として整備する。

方針③ 生涯学習を支援する施設として整備

- 人生の各段階における学習活動、趣味趣向に関する活動の場、さらには、地域課題解決に向けた学習のための拠点施設として整備する。

方針④ 家庭教育を支援する施設として整備

- 親子がふれあう自然体験活動や創作活動、地域の人々との交流により、子どもの情操、思いやりや自立心・自制心、社会的なマナーなどを身に付けるための施設として整備する。

方針⑤ 様々な利用形態に対応した施設として整備

- 個人、家族、学生、企業、各種団体など様々な利用形態に対応可能な汎用性のある施設とするとともに、利用形態に適した各種プログラムを提供できる施設として整備する。

方針⑥ 多様なニーズに対応した施設として整備

- 利用者の各種ニーズに柔軟に対応できるよう P F I や指定管理者制度の導入を検討し、民間のノウハウを活かした効率的な運営や魅力あるプログラムを提供できる施設として整備する。

3 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画として、以下のものが挙げられる。

教育基本法（平成 18（2006）年 法律第 120 号）	
第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。	
2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。	

第 3 期教育振興基本計画について（答申）（平成 30（2018）年 3 月 8 日 中央教育審議会）	
第 1 部	我が国における今後の教育政策の方向性 IV. 今後の教育施策に関する基本的な方針 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 目標（2）豊かな心の育成 ○ 社会体験活動や自然体験活動等も含め、児童生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てることなどが重要である。
第 2 部	今後 5 年間の教育政策の目標と施策群 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ○ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動、国際交流体験など、様々な体験活動の充実に取り組む。

栃木県重点戦略 「とちぎ元気発信プラン」（平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度）	
第 2 部	将来像の実現に向けたとちぎづくり IV 重点戦略 重点戦略 1 次代を拓く人づくり戦略 1 未来を創る「とちぎ人」育成プロジェクト 【重点的取組】 豊かな心と健やかな体の育成 豊かな人間関係の構築と健康な生活を送るための健全な心身の育成に取り組めます。 ○ 新たな青少年教育施設の整備推進

栃木県教育振興基本計画 2020～教育ビジョンとちぎ～ (平成 28 (2016) 年度～平成 32 (2020) 年度)	
基本施策	<p>2 豊かな心を育む教育の充実</p> <p>主な取組</p> <p>(2) 体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の段階に応じて、集団宿泊活動や自然体験活動、職場体験活動、就業やボランティアに関わる体験活動を推進します。 ○ 地域の伝統や文化、歴史を学習し、それを保存・継承・発展させるための活動や地域の様々な課題の解決を目指した体験活動を推進します。 ○ 学校と社会教育施設や関係団体、企業等との連携を図りながら、計画的・継続的・体系的な体験活動を推進します。 ○ 自然体験活動の不足、体力の低下等、青少年の今日的課題を踏まえ、青少年教育施設が中心となって行う事業や新しい体験活動プログラム等の開発に努めます。
教育環境 づくり	<p>5 青少年教育施設とスポーツ施設の整備</p> <p>主な取組</p> <p>(1) 青少年教育施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな青少年教育施設については、多様な県民の利用を想定し、様々な活動プログラムに対応できるよう、整備を進めます。 ○ 既存の施設については、安全・安心の確保を最優先し、計画的な改修工事の実施に努めます。

栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育みプラン (平成 28 (2016) 年度～平成 32 (2020) 年度)	
第2部	<p>生涯学習推進における重点施策</p> <p>1 生涯学習の基盤づくり</p> <p>(5) 生涯学習関連施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年教育施設の充実 <p>多様な県民の利用を想定して様々な学習や活動に対応できる、新たな青少年教育施設の整備を進めます。</p>

青少年教育施設再編整備計画（平成 18（2006）年 2 月 栃木県教育委員会）

第 4

青少年教育施設の再編整備計画

1 青少年教育施設の再編整備計画

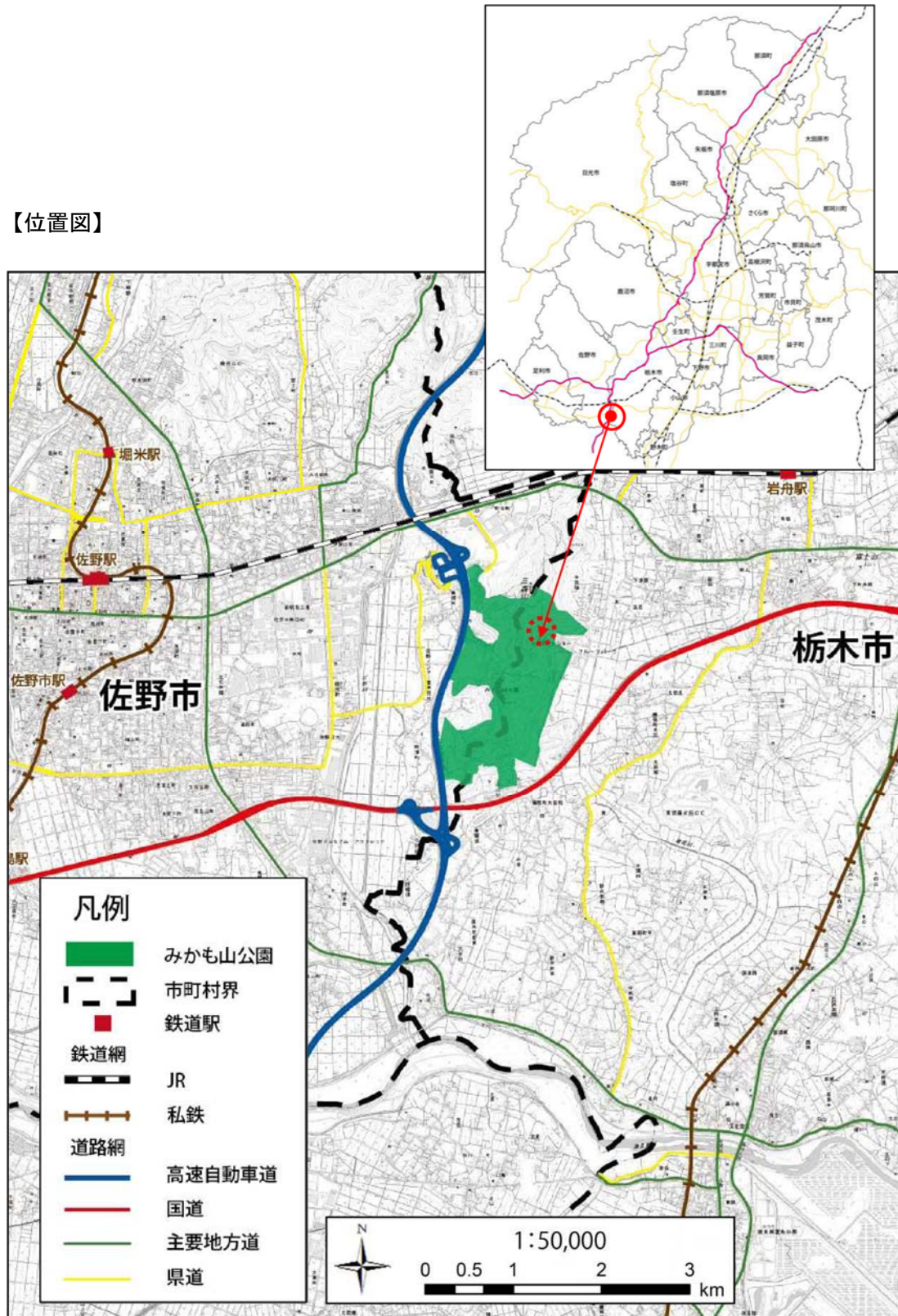
県立の青少年教育施設については、早い機会に県民のニーズに応じた新たな施設を設置し、将来的には、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家と新たな施設の 3 か所に集約することが人的・経費的に有効であると考えています。

Ⅱ 整備予定地及び周辺の状況

1 整備予定地

整備予定地は、栃木市・佐野市にまたがるみかも山公園内の北東部に位置する。

【位置図】

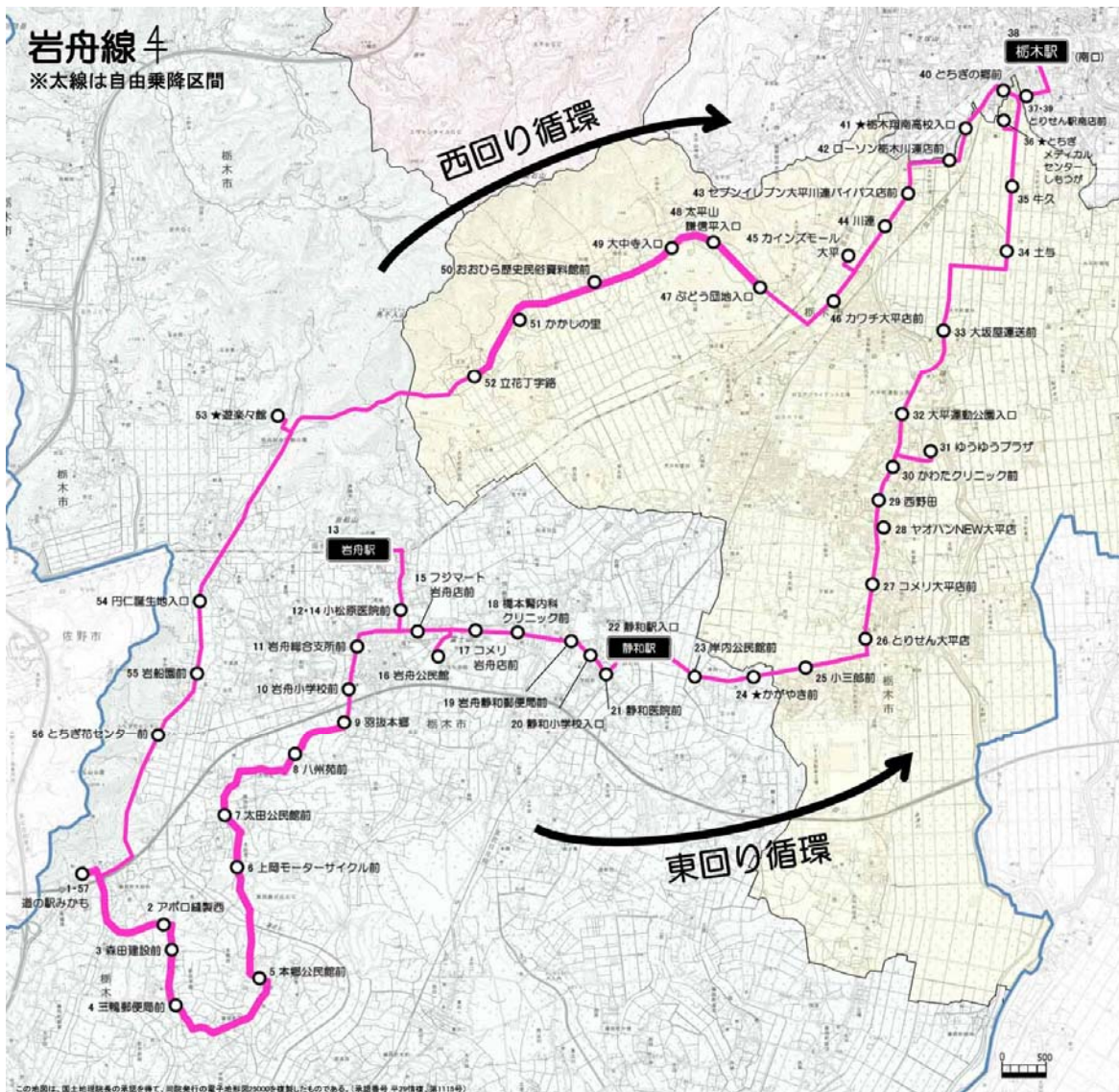


2 交通アクセス

整備予定地は、東北自動車道佐野藤岡 I C に近く、I C から国道 50 号・市道 1001 号線を経由し、車で約 5 分の距離に位置する。整備予定地へのアクセスは、主に車利用となるが、公共交通機関を利用する場合は、鉄道とタクシーの併用となり、最寄りの岩舟駅（JR 両毛線）からタクシーで 10 分程である。（約 4 km）

なお、岩舟駅や静和駅（東武日光線）を経由するコミュニティバスが運行されており、整備予定地に隣接する停留所「とちぎ花センター前」を利用することが可能である。

【ふれあいバス岩舟線ルート図】



3 みかも山公園

関東平野の北部に位置し、万葉集にも詠まれた*みかも山の一部を利用した県内最大の県営都市公園である。昭和 63（1988）年に都市計画公園（県南大規模公園）として決定され、平成 7（1995）年に完成した。現在では、県内外から年間約 80 万人の人が訪れている。

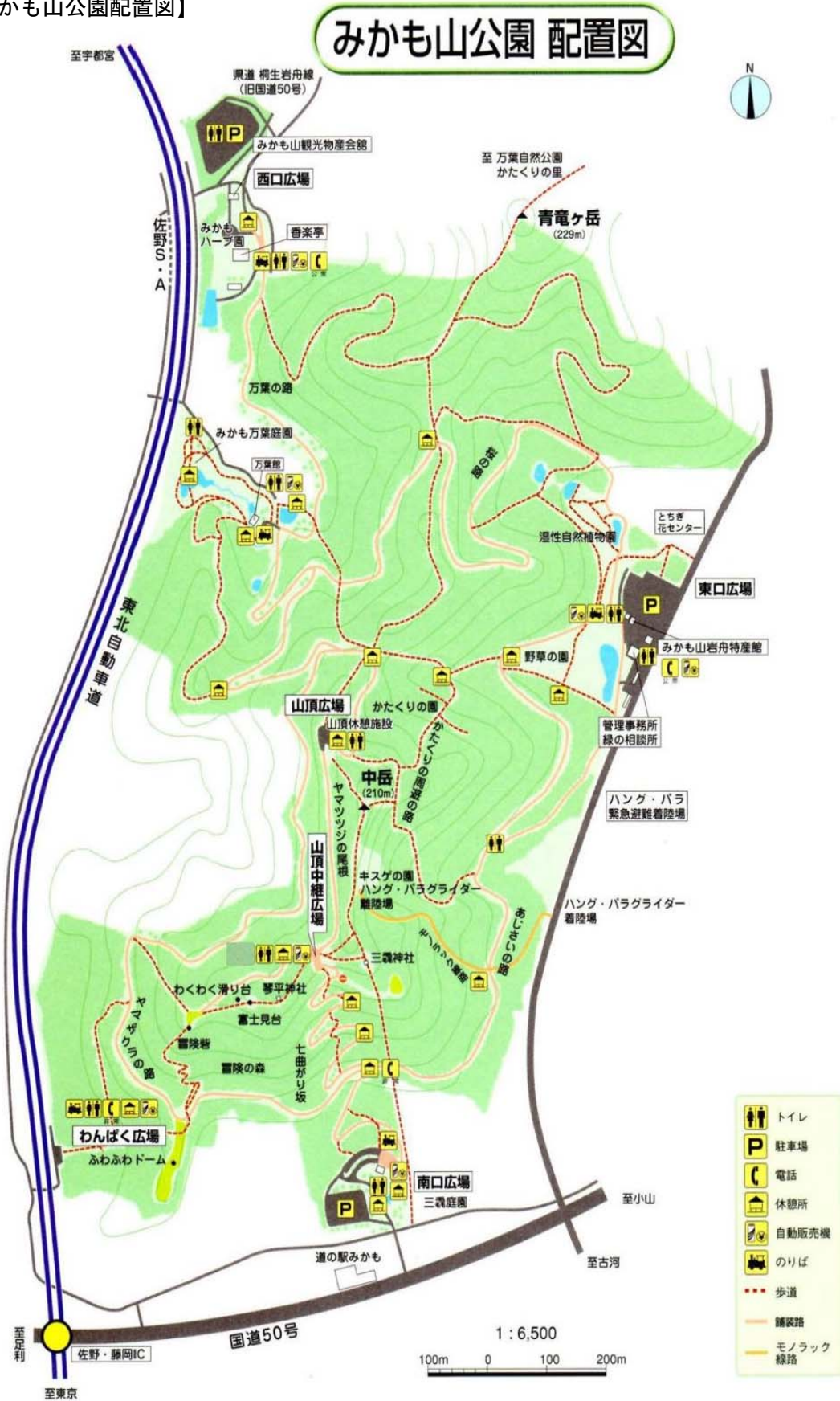
標高 25m～209m と高低差があり、アカマツ、クヌギ、コナラなどの樹林に囲まれ、カタクリ・アズマイチゲ・ニリンソウなどの山野草が自生する自然の豊かな公園である。

※ 下野の 三毳の山の 小楯のす まぐはし児ろは 誰が筈か持たむ

【意味】

下野の三毳山のコナラの木のようにかわいらしい娘は、だれのお椀を持つのかな（だれと結婚するのかな）

【みかも山公園配置図】



4 とちぎ花センター

本県が、花きの生産振興や花による人のふれあいづくりを目的に建設し、平成4（1992）年10月にオープンした。

鑑賞大温室は、建築面積 2,225 m²、高さ 22mで一棟建ての温室としては国内最大級を誇る。熱帯・亜熱帯の花や果樹等の常設展示のほか、ヒスイ色の花を咲かせる「ヒスイカズラ」や世界三大珍植物にも挙げられる「キシウテンガイ」など珍しい植物も見ることができる。

また、専門家による園芸相談や飾花、管理、栽培方法などの講習会等も開催している。

5 いわふねフルーツパーク

旧岩舟町、J A、農家が協力して設置した施設であり、平成18(2006)年4月にオープンした。

いちごやぶどう、梨、トマトなど季節ごとに様々な果物の摘み取りの体験ができる。また、観光農園の情報発信施設となる「花野果ひろば」では農産物直売を行っている。

6 渡良瀬遊水地

整備予定地の南東には、我が国最大の遊水地である渡良瀬遊水地があり、広大な敷地に湿地としての環境を保っており、特にヨシ原は本州では最大の面積を誇っている。

こうした環境の中で、さまざまな動植物が生息・生育していることから、国際的にも重要であると評価され、その生態系を保全すべき湿地として、平成24（2012）年7月には、ラムサール条約湿地として登録されており、環境保全とともに環境学習などにも活用されている。

【渡良瀬遊水地にみられる主な動植物】

種別	概要
植物	<ul style="list-style-type: none">・約1,000種類の植物（うち約60種類は国指定の絶滅危惧種）・全国的に希少なトネハナヤスリやエキサイゼリの群生が見られる。・他にも、タチスミレやハナムグラ、ヌマアゼスゲ、ノカラマツなどの群生も見られる。
野鳥	<ul style="list-style-type: none">・約260種の野鳥（うち58種は国指定の絶滅危惧種）・世界的に希少なオオセッカの繁殖地である。・冬には、ハイイロチュウヒやノスリなどワシ・タカ類が見みられる。・特にチュウヒの越冬地としては日本有数である。
昆虫	<ul style="list-style-type: none">・約1,700種の昆虫（うち62種は国指定の絶滅危惧種）・ワタラセハンミョウモドキやワタラセミズギワアリモドキ、イタクラキノメイガなど、渡良瀬や周辺地域の名前のつく昆虫が5種類いる。
魚	<ul style="list-style-type: none">・44種の魚（円口類のカワヤツメを入れると45種）・栃木県や群馬県に住む魚（総数55～62種）のうち、約70～80%が見られる。

参考：(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団HP

また、渡良瀬遊水地周辺には、様々な施設が点在し、アウトドアスポーツや親水体験、歴史学習にも格好の地となっている。

【渡良瀬遊水地周辺の主な施設】

施設名	管理者	施設概要
体験活動センター わたらせ	(一財)渡良瀬遊水地 アクリメーション振 興財団	・渡良瀬遊水地に関する利活用及び 湿地環境に関する情報提供、環境・ 体験学習支援
谷中湖子供広場レンタ サイクルセンター	(一財)渡良瀬遊水地 アクリメーション振 興財団	・レンタサイクル ・子供広場
ウォッチングタワー	国土交通省関東地方 整備局利根川上流 河川事務所	・ヨシ原浄化施設の管理棟 ・展望台に大型双眼鏡設置
栃木市藤岡遊水池会 館・湿地資料館	栃木市 (一財)渡良瀬遊水地 アクリメーション振 興財団	・渡良瀬遊水地に関する情報提供、紙 すき体験、レンタサイクル等
渡良瀬遊水地ハートラン ド城	栃木市	・渡良瀬遊水地に生息する魚類(水槽) の展示 ・渡良瀬遊水地に自生するヨシを使 ったヨシ細工づくり体験
栃木市藤岡歴史民俗資 料館	栃木市	・谷中村と田中正造、遺跡等の民俗資 料展示
のぎ水辺の楽校	野木町	・渡良瀬遊水地隣接地に遊歩道設置
野木町煉瓦窯	野木町	・ホフマン式輪窯、明治 23 (1890) 年 建築 ・昭和 54 (1979) 年：国の重要文化財 に指定 ・平成 19 (2007) 年：近代化産業遺産 に認定
野木町交流センター (野木ホフマン館)	野木町	・渡良瀬遊水地の自然や煉瓦窯の歴 史等についての展示 ・レンタサイクルあり

7 その他周辺の施設

整備予定地周辺には以下のような施設もあり、歴史学習や文化学習、各種スポーツ体験などの活動プログラムに活用可能であると考えられる。

【教育環境を構成する施設及び資源】

所在地	資源名 又は 施設名	分類
栃木市	慈覚大師ゆかりの地	史跡・寺
	高平寺	史跡・寺
	岩船山高勝寺	史跡・寺
	成就院	史跡・寺
	甲塚古墳	史跡・寺
	岩舟総合運動公園	スポーツ
	みかも山グリーンテニスクラブ	スポーツ
	岩船山クリフステージ	文化
	岩舟文化会館 コスモスホール	文化
	岩舟石の資料館	文化
	田中霊祠	史跡・寺
	田中正造翁銅像	史跡・寺
	万葉歌碑	史跡・寺
	藤岡渡良瀬運動公園	スポーツ
	ミカモライディングクラブ	スポーツ
	藤岡文化会館	文化
道の駅みかも	休憩・飲食	
佐野市	唐沢山城跡	史跡・寺
	城山公園	公園
	佐野厄除け大師	史跡・寺
	こどもの国	文化
	郷土博物館	文化
	佐野東石美術館	文化
	みかもクリーンセンター・リサイクルプラザ	環境
	みかもリフレッシュセンター	スポーツ

Ⅲ 施設の基本計画

1 整備予定地の概況

新施設の整備予定地は、みかも山公園内の北東部に位置し、とちぎ花センターに隣接した比較的緩やかな斜面である。

ここでは、整備予定地の形状や地質、動植物の状況など、施設設置に必要な基礎調査の結果を中心に記載する。

(1) 形状

整備予定地は、みかも山の斜面に位置しており、東西に伸びた形状となっている。

そのため、本計画策定に当たり、利用者の安全に万全を期すため、事前に斜面勾配の測量を行い、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）や「栃木県建築基準条例」（以下「がけ条例」という。）の適用の可否について確認したが、適用を受ける可能性のあるエリアは確認できなかった。

なお、造成工事に当たっては、一定の基準を超える斜面を造ることにより土砂災害警戒区域等の指定を受けることがないように十分注意し、必要に応じ関係機関と協議を行うこととする。

施設配置計画の際には、実際の施設配置に基づき、土砂災害防止法やがけ条例の適用について確認を行い、適用外であっても土砂災害について十分注意する必要がある。

また、整備予定地の中には、南北に伸びる谷形状が形成されており、大雨の際には、斜面表層の雨水が集中して流れることも想定されるため、谷付近については、建物の建設を避ける、雨水の逃げ道を確保するなどの対策が必要となる。

(参考)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第二条 法第七条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

- イ 急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地の区域であって、高さが 5メートル以上のものに限る。以下同じ。）
- ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域
 - (1) イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が 10 メートル以内のもの
 - (2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の 2 倍（当該距離の 2 倍が 50 メートルを超える場合にあっては、50 メートル）以内のもの（急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

栃木県建築基準条例

第六条 がけ（地表面の水平面に対するこう配が 30 度を超える土地で、高さが 2メートルを超えるものをいう。以下この条において同じ。）に建築物を建築する場合又はがけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端からがけの高さの 2 倍の水平距離内に建築物を建築する場合には、構造耐力上安全な擁壁をがけに設置し、又はこれに代わる措置を講じなければならない。

(2) 地質

整備予定地において、施設の配置計画に必要な地盤地質構成とその工学的特性並びに地下水状況を把握するために、計 10 箇所の標準貫入試験を併用した機械ボーリングを実施した。

その結果、建物を建設するに当たり、杭基礎や直接基礎などを適切に選択することで十分な耐震性を確保することが可能であるとされた。

(3) 動植物

自然環境現況調査の結果、栃木県版レッドリスト（平成 30（2018）年 3 月改定）で準絶滅危惧種とされているギンランやキンラン等の生育が確認されたが、これらが造成工事等により改変が必要なエリアに生育している場合は、適切な場所に移植するなどの対策を講じることで、環境への影響が最小限に抑えられると評価された。

そのため、工事に着手する場合には、それらの生育状況を確認し、改変を要するエリアに育成が確認された場合には、適切な場所に移植することとする。

なお、動物については、整備予定地内において貴重種は確認されなかった。

2 整備予定地の諸条件

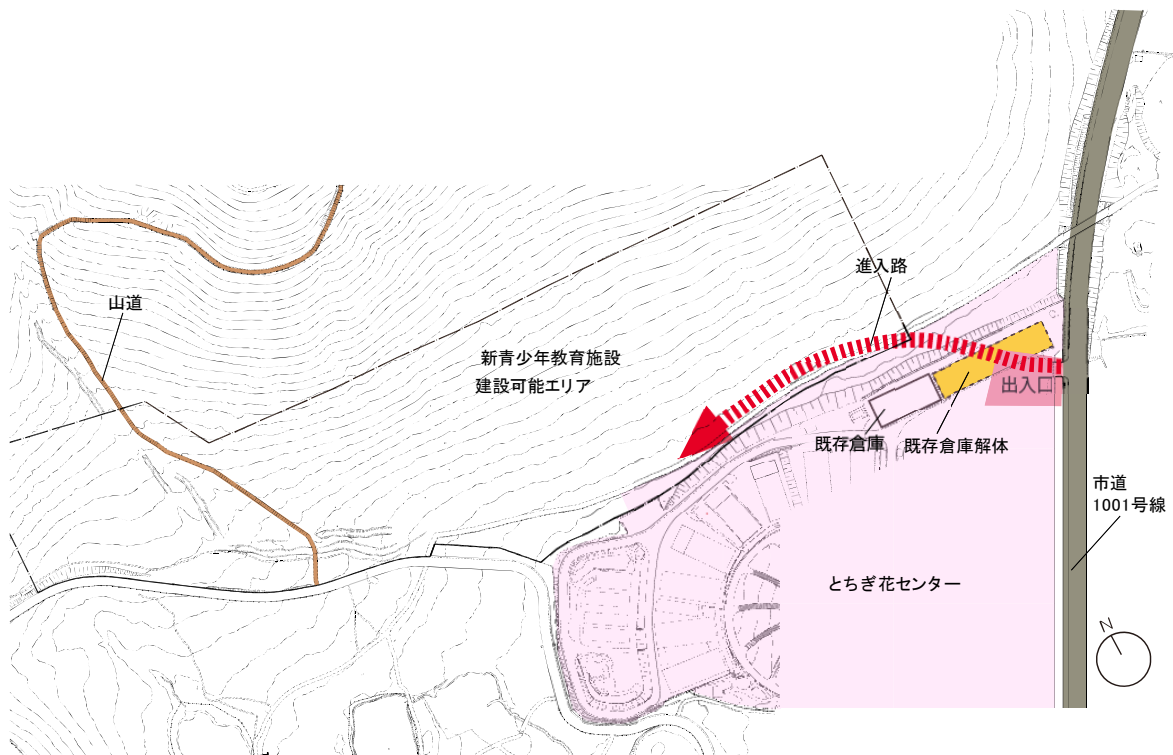
(1) 接道要件

新施設は、建築基準法上、みかも山公園内の他施設やとちぎ花センターとは用途上可分としてみなされるため、整備予定地は、接道要件を満たさなければならない。

そのため、市道 1001 号線から施設までの進入路を整備する必要がある。

なお、進入路の出入口については、安全性、利便性、コストを総合的に検討した結果、敷地の管理区分を行った上で、とちぎ花センターと共用することとした。

【進入路のイメージ】



(2) 地内の山道

整備予定地内には、みかも山公園の利用者が山頂に向かうための階段状の山道が南北に延びている。

新施設の区域内を公園利用者が自由に行き来できる状態は、管理上好ましくなく、施設と公園を明確に区分する必要があることから、山道を新施設区域外に付け替えることとする。

(3) 埋蔵文化財

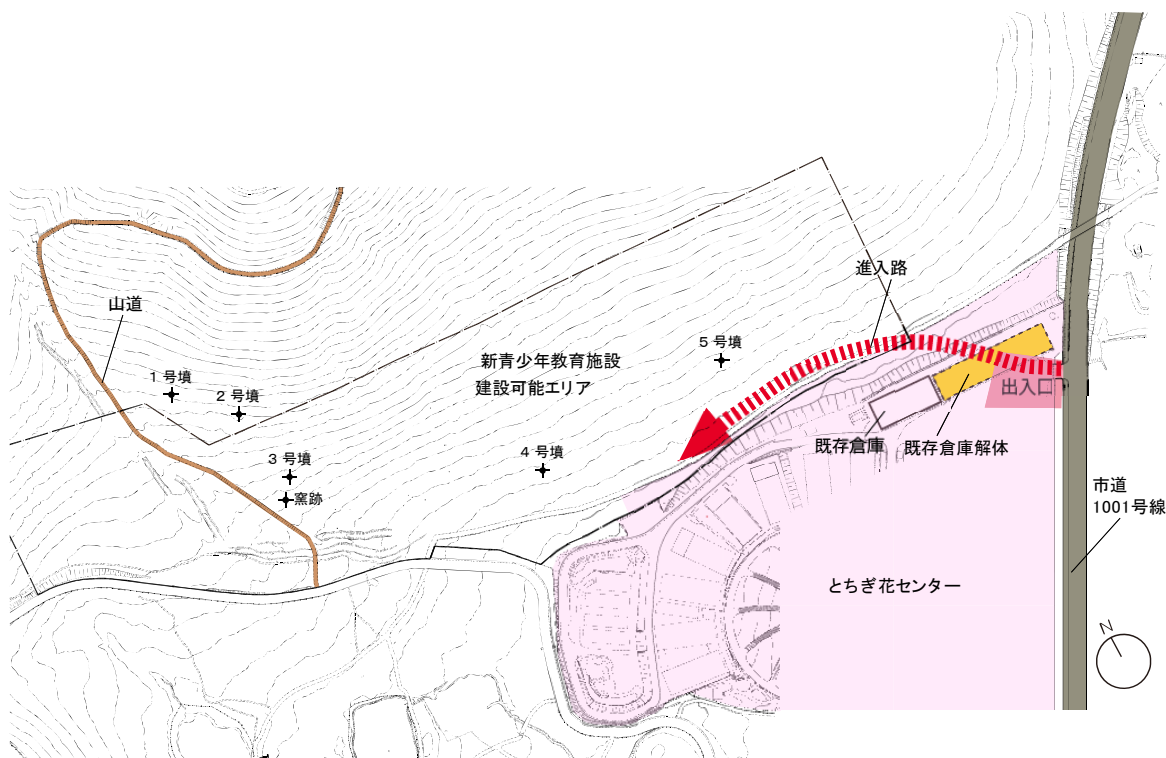
整備予定地内は、5箇所の古墳と1箇所の窯跡が確認されている。

古墳は墳丘と周溝で構成されていると推定される。墳丘の直径は、約8.5～15m、周溝は土に埋まっているため、規模は不明。窯跡は窯体と平坦面で構成されており、窯体と平坦面を合わせた規模は、東西長、南北長、それぞれ約13mである。

古墳及び窯跡が造成範囲等にかかる場合や整備後の活動に支障をきたす場合は、県が事前に発掘調査を行い造成工事はその後を実施する。

なお、造成範囲外の古墳及び窯跡は、現状のまま保存する。

【古墳及び窯跡の位置】



(4) インフラ設備

① 上水（配水）

とちぎ花センターまでは、市道 1001 号線に水道管（VP 管 75mm）が整備されている。

② 下水（雑排水、汚水排水）

敷地内に合併処理浄化槽を設け、浄化後、市道 1001 号線の側溝に排出する。

なお、この場合、側溝を経由して、大岩藤土地改良区が管理する用排水路へ排水されるため、水路使用料の支払いが必要となる。

③ 雨水排水

基本的に敷地内処理とする。敷地内処理が困難な場合は、栃木市と協議を要する。

④ 電力

市道 1001 号線沿いに整備されている民間電力会社の高圧送電線から引き込む。

⑤ 都市ガス

都市ガス供給エリア外であるため、ガス設備を設ける場合はプロパンガスの使用となる。

3 施設規模等

基本構想を踏まえ、施設規模を以下のとおりとし、当該施設整備に係る概算費用を次のとおりとした。

なお、新施設については、本計画と同時に P F I 等導入可能性調査を実施しており、P F I 方式を導入した場合は、各施設や部屋の配置等について P F I 事業者から提案を受けることになるため、本計画には、県として最低限求める規模や機能についてのみ記載することとする。

- ・ 宿泊定員：200 名程度
- ・ 敷地面積：3～4 ha程度
- ・ 延床面積：6,000 m²程度
- ・ 概算整備費：概ね 44 億円程度（税込み）

4 施設の基本機能

新施設は、「青少年教育施設の機能を継承しつつ、多くの人々に生涯を通じて学習する機会を提供するため、県民の生涯学習に資するための施設」として位置付け、その役割を果たすための機能を以下の5つとする。

また、それぞれの機能を十分に発揮させるための施設については、基本構想の中にも記載しているが、効率性や必要性などについて、考え方を整理し、より明確に示すこととする。

- (1) 宿泊機能
- (2) 自然体験機能
- (3) 研修・育成機能
- (4) 協働・参画機能
- (5) 管理・運営機能

(1) 宿泊機能

宿泊体験型教育施設として、そこで生活するための基本となる機能である。

新施設では、既存の類似施設と異なり、個人からの利用を可能とするなど利用対象者を拡大するため、利用者への利便性や効率性を考慮しつつ、多様な利用形態に柔軟に対応できるものとする。

また、これまでの類似の施設では、教育施設であるということから付帯設備等について制限してきたが、利用者のニーズが変わってきており、快適性などについても配慮することとする。

① 宿泊室

宿泊室は、体を休める場所としてだけでなく、日中行われた研修等の反省作業や集団生活におけるコミュニケーションの場所でもある。

そのため、現代の生活スタイルを踏まえ、ゆとりあるスペースと快適性を考慮するとともに、学校利用だけでなく、需要が見込まれる企業や社会教育団体の研修などの多様な利用形態に対応できる宿泊室を整備する。

ア 共通項目

- ・防犯対策のため、入口を施錠可能とする。
- ・荷物は、個人ごとに管理できるよう、室内に荷物置き場を設置する。
- ・トイレ、洗面設備を設ける。
- ・トイレは、温水洗浄便座付きの洋式とする。
- ・空調は、集中管理とするが、部屋ごとにも調整可能なものとする。

イ 洋室

現代の生活スタイルを踏まえ、洋室を基本とする。

- ・定員は、5～6名を基本とするが、利用者のニーズを考慮し、3～4名の部屋も整備する。
- ・1日の反省や翌日の準備などが行える規模とする。

ウ 和室

既存の類似施設において、未就学児を伴う利用では、和室の希望が多い。また、和室での体験活動の場を確保するため、一部和室を整備する。

- ・茶道、華道、日本舞踊など、日本伝統文化の活動場所として活用できるよう床の間を整備する。
- ・定員は、洋室と同様、3～4名及び5～6名を基本とする。

エ 講師室

学校利用の引率教員や講師用の部屋を整備する。また、多様な利用形態に対応するため、個人や少人数用の部屋としても利用する。

- ・2名定員の和室とする。

- ・ 2 団体、男女別の利用を想定し、4 室を基本とする。
- ・ 浴室・トイレ・洗面設備を設ける。

オ バリアフリー室

障害者や高齢者などが快適に利用できるよう段差のないバリアフリー対応の部屋を整備する。

- ・ 車いすでもストレスなく移動可能な広さを確保する。
- ・ 障害者対応の浴室、トイレ、洗面設備を設ける。
- ・ 定員は、洋室と同様とする。
- ・ 2 団体、男女別の利用を考慮し、4 室を基本とする。

② 共用トイレ

宿泊室以外にも、共用トイレを整備する。

- ・ 温水洗浄便座付きの洋式とする。

③ 談話スペース

食後や入浴後、交流のための時間として有効に活用できるよう、談話スペースを設ける。

④ 食堂

宿泊定員（200 名程度）に対し、入れ替えなく食事を提供できる規模を基本とする。

⑤ 浴室

教育施設の場合、経費節約のため入浴時間が限定される。そのため、宿泊定員や利用団体別の利用を想定し、3～4 ローテーション以内で入浴可能な規模とする。

- ・ 25～30 名定員の浴室を基本とする。

(2) 自然体験機能

みかも山公園の自然を十分に活かしたものとし、その中での共同作業の場を提供する。

① 野外炊事場

共同作業による野外調理ができる施設を整備する。

- ・ 雨天でも調理や食事が可能な屋根付きとする。
- ・ バーベキュー用の炉を整備する。
- ・ トイレや倉庫を備える。

② 野外活動広場

- ・ 200 名程度が集合場所として利用することが可能な広さとするとともに、5～6 名用テント 8 張り程度により野営が可能な機能を兼ね備える。
- ・ 200 名程度が集えるファイヤーサークルを整備する。

(3) 研修・育成機能

基本理念でも掲げている「生涯を通じて学習する機会を提供する」ため、多様なニーズに対応できる施設とする。

① 大研修室

宿泊定員（200名程度）が参加できる研修室を備える。

間仕切りにより100名定員の研修室に分割可能とするなど、機能性、効率性を考慮した研修室とする。

② 中研修室

中研修室は70名程度の定員とする。

間仕切りにより35名定員の小研修室に分割可能とするなど、機能性、効率性を考慮した研修室とする。

- ・中研修室を2室設ける。
- ・中研修室には、調理実習や各種創作活動ができるよう、水道設備を備える。
- ・床材は耐久性や耐水性があるものとする。

③ 音楽室

新施設の特徴として音楽室を設けることとしており、吹奏楽や軽音楽、合唱など、多様な音楽活動ができる施設とする。

- ・小編成オーケストラ（45名程度）が利用できる規模とする。
- ・公園利用者に配慮し、防音設備を備える。
- ・録音、再生可能な設備を備える。
- ・グランドピアノを備える。

④ 体育館

スポーツ少年団、学校の部活動やサークル活動、また、ニュースポーツの普及や雨天時のレクリエーション活動などのため体育館を整備する。

- ・中学生以上を基準とした、バスケットボールコート1面分の広さを確保する。
- ・日帰り利用に対応できるよう、更衣室を設ける。

(4) 協働・参画機能

各種プログラムを提供する際にボランティアを活用する場合の事前打ち合わせや準備、当日の控室、さらに、地域住民がボランティア学習を行うことができるボランティア室を設ける。

- ・10名程度が利用可能な広さとする。

(5) 管理・運営機能

① 保健室

事務室付近に、2名程度が休むことができる独立した保健室を設ける。

② 洗濯スペース

長期利用者及び管理者用として、洗濯機2台程度を設置する。

③ 駐車場

利用者の利便性の観点から、駐車場は玄関に近い場所に設置することを原則とする。

- ・大型車（観光バス程度）5台程度
- ・普通車（利用者用15台程度、障害者用1台程度、職員用12台程度）

④ 事務室等

- ・職員数12名程度を想定した事務室を設ける。
- ・2名程度宿泊可能な浴室・トイレ・洗面設備のある宿直室を設ける。

5 構造計画

「栃木県県産木材利用促進条例」や「とちぎ木材利用促進方針」などに基づき、県は、公共施設における木材の利用を促進することにより、森林資源の循環利用や地球温暖化の防止を図るとともに、林業・木材産業の成長産業化を目指すこととしている。

そこで新施設では、構造や内・外装について、県産材を使用した木造・木質化を優先的に検討する。

構造方式の選択に当たっては、建築基準法や敷地周辺の自然状況を十分考慮し、建物の規模や用途に適したものとする。

6 設備計画

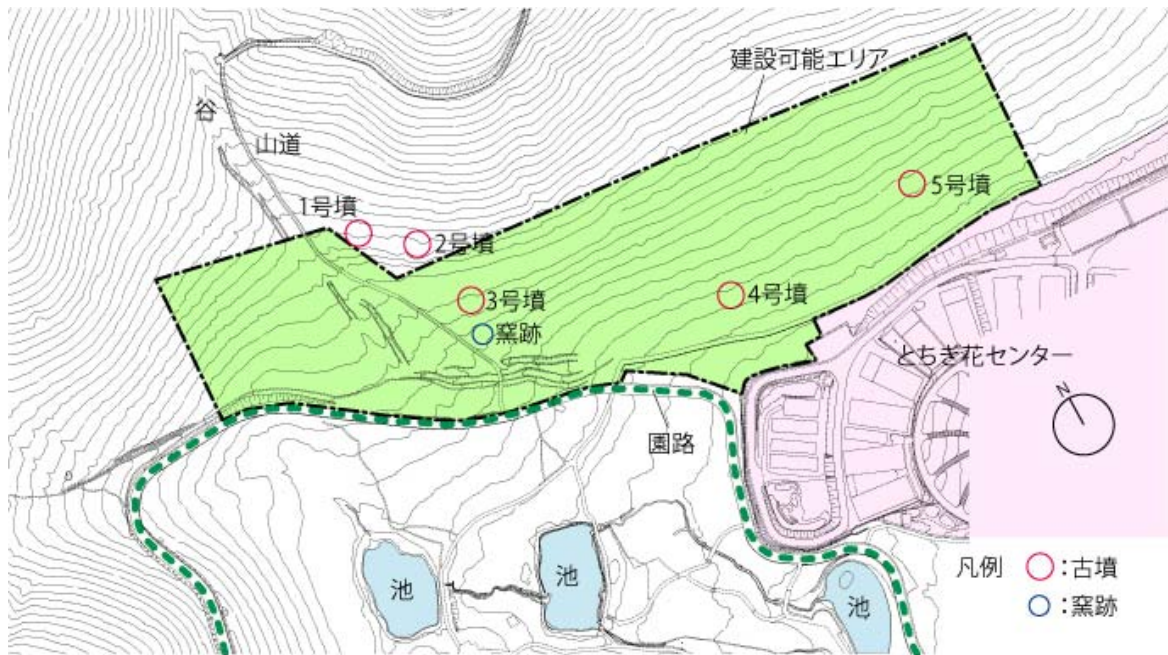
新施設の設備計画は、省エネや維持管理費の縮減について配慮したものとする。

7 ゾーニング

新施設の配置については、みかも山公園内であることを踏まえ、自然との調和を意識したものとする。建設可能エリアは、とちぎ花センターに面した東側とそれ以外の西側とでその雰囲気も異なっており、それぞれに適した施設配置とする。

また、障害の有無や年齢に関わらず、すべての利用者が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインに対応した施設とするため、移動に係る効率的な動線についても配慮する。

【建設可能エリア】



8 安全対策

Ⅲ-1-(1)に示したとおり、整備予定地に土砂災害警戒区域指定の可能性のあるエリアは確認されなかったが、利用者の安全性向上のため、北側斜面の状況（岩の露頭や崩落の可能性）について確認するとともに、北側斜面に対する落石防護施設及び南側斜面に対する落下防止柵を設置する。

9 その他

新施設の整備に当たっては、県産材・県産品を積極的に活用するとともに、みかも山公園の自然環境・景観との調和を図るため、地形改変や既存樹木伐採の最小限化、樹林地の保全、のり面・よう壁の緑化などに努める。

IV 管理運営計画

様々な自然体験活動や地域の特性を活かした活動などを通して、青少年の健全育成や生涯学習の振興を推進するため、利用者の安全面や利便性などに配慮した管理運営を行う必要がある。

ここでは、管理運営に係る基本的な考え方を示すとともに、想定される体験活動を例示する。

1 基本方針

(1) 安全・安心が確保された管理運営

- ・利用者の安全を第一とする。
- ・事故発見時の拡大防止処置と通報・連絡など緊急時の即応性、機動性を確保する。
- ・利用者の活動プログラムに対し、適切かつ必要な指導、助言、支援を行い、利用者の安全管理を図る。
- ・日常的な点検を実施し、建築物やよう壁などの安全性や施設の機能を維持する。
- ・巡回警備員を常置するなどの人員体制を維持する。
- ・個人情報の保護を徹底する。

(2) 快適性が確保された管理運営

- ・常に利用者ニーズの把握に努め、利用者へのサービス向上を図る。
- ・良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な施設の維持を図る。
- ・適切な接遇に努め、利用者が快適に過ごせるよう配慮する。

(3) 効率的・効果的な管理運営

- ・土日、祝祭日等も稼動する施設の運営を検討する。
- ・長期的な修繕計画を策定し、計画的に修繕することにより、維持管理コストの低減に努める。
- ・施設におけるプログラム提供だけでなく、とちぎ花センターや渡良瀬遊水地など周辺の教育・学習関連施設、観光資源及び近隣住民などとの有機的な連携を図り、より充実した多様なプログラムの提供を図る。
- ・施設の事業や活動プログラムの実施において、積極的にボランティアを活用する。

(4) 継続性のある管理運営

- ・長期的な計画に基づいた年次計画を策定し、計画的な運営を推進する。
- ・利用者の意見を定量的に把握し、事業の改善などに反映させる。
- ・職員の資質・能力向上を図るシステムを構築し、これを維持する。
- ・施設事業に関わる広報、PRなど営業活動を積極的に行い、新施設の利用促進を図る。

2 運営内容

(1) 利用対象者

研修を目的とした県内外の個人及び団体

(2) 新施設を利用した活動例

	活動場所	活動内容
屋内	研修室	木の実・小枝クラフト 草花しおり 紙すき 調理実習 企業研修 等
	音楽室	吹奏楽等の楽器練習 合唱 等
	和室	茶道 日本舞踊 着付け体験 等
	体育館	バスケットボール 卓球 ダンス ニュースポーツ キャンドルサービス 等
屋外	野外炊事場	カレー作り ピザ作り バーベキュー 等
	野外活動広場	キャンプファイヤー テント設営 野営 等

(3) 他施設との連携による活動例

施設名	活動内容
みかも山公園	ハイキング オリエンテーリング ウォークラリー ネイチャーゲーム 自然・野鳥観察 等
とちぎ花センター	花育体験 植物観察 等
渡良瀬遊水地及び周辺施設	自然観察 歴史学習 農業体験 等

※ 周辺施設や資源を活かした活動を考慮すると、バス等の移動手段を確保することにより、活動プログラムの幅が広がると考えられる。

V 事業方式

近年、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るといふ事業方式（PFI方式）が多く採用されている。

本事業においても、設計、建設、維持管理及び運営の一体的な発注で、民間事業者の経験や高い技術力を用いた施設の建設と、利用者のニーズに合ったプログラムの提供が期待できる。

本計画の策定と併せて「PFI等導入可能性調査」を実施しており、その結果を受け、適切な事業方式を採用していくこととする。

VI 需要見込み

新施設の整備に伴い、既存施設の「芳賀青年の家」及び「太平少年自然の家」が廃止されることから、新施設が両施設の受け皿になることが想定される。

そのため、新施設の需要見込みについては、両施設からの切替え需要をベースに、新施設の設備の充実、良好な交通アクセス、家族等少人数グループへの対応等利用対象の拡大、さらには近隣施設と連携した魅力あるプログラムの提供等による利用者の増加を見込み、推計することとした。

1 芳賀青年の家及び太平少年自然の家の利用状況

芳賀青年の家及び太平少年自然の家の利用状況は、以下のとおりである。

芳賀青年の家の利用者は、企業や社会教育団体などの団体利用が5割を超えている。

また、太平少年自然の家の利用者は、栃木市内を始めとして学校利用（部活動利用を除く。）が5割を超えており、その多くは小学校の利用となっている。

【芳賀青年の家及び太平少年自然の家の利用状況（平成29（2017）年度）】（単位：人）

	県内学校利用	県内団体利用	県外利用	合計
芳賀青年の家	2,663 (26.6%)	5,488 (54.8%)	1,862 (18.6%)	10,013 (100%)
太平少年自然の家	11,615 (55.8%)	7,151 (34.3%)	2,064 (9.9%)	20,830 (100%)

※ 人数は、延利用者数である。

※ 学校の部活動利用は、団体利用に含めている。

2 民間活力導入効果

公の施設の管理に係る県の方針は、原則として、指定管理者制度を導入することとしており、新施設の整備方式が従来方式、PFI方式のいずれになったとしても、管理運営は、指定管理者により行われるものと考えられる。

一方、芳賀青年の家及び太平少年自然の家は、直営により管理運営が行われており、新施設の需要見込みに当たっては、民間活力導入の効果を加味したものとすることが適当である。

そのため、平成18（2006）年度に直営から指定管理者に切り替えたなす高原自然の家の利用者数から見た導入効果を適宜適用し、需要見込みを推計することとした。

○なす高原自然の家の民間活力導入効果

平成17（2005）年度 延利用者数 23,017人（直営）

平成18（2006）年度～平成20（2008）年度 平均延利用者数 33,118人（指定管理者）

※ 民間活力導入効果 1.4倍

3 立地条件

需要見込みを推計する上で、交通アクセスなどの立地条件が大きく影響すると考える。

新施設は、国道 50 号と東北自動車道との結節点に位置することから、地域住民・団体の利用のみならず、県外から多くの利用者を見込むことが可能と考える。

そこで、県外利用者の需要見込みについては、太平少年自然の家の現在の利用状況をベースに、増加が期待される団体数を設定して推計するとともに、芳賀青年の家からの切替え需要も見込むこととした。

4 需要見込み推計

(1) 県内利用者数

① 学校利用（部活動利用は除く。）

芳賀青年の家の学校利用は、益子町、真岡市を中心に 2,663 人であり、太平少年自然の家の学校利用は、栃木市、小山市、佐野市を中心として 11,615 人である。

新施設における利用者の推計に当たっては、芳賀青年の家と太平少年自然の家の利用実績に加え、現在、両施設を利用していない学校のうち新施設の利用が期待される県央以南地域の小中学校の宿泊体験が可能と思われる小学 3 年生、4 年生及び中学 1 年生の利用を主に見込むこととする。

・ 需要見込み推計：延利用者数 14,800 人（延宿泊者数 7,300 人）

② 団体利用（学校の部活動利用を含む。）

新施設に近接する太平少年自然の家の団体利用の内訳は、平成 29（2017）年度実績で、企業 4 団体、スポーツ関係 8 団体、部活動 1 団体、幼稚園等 3 団体、その他 28 団体となっており、企業や学校の部活動にはほとんど利用されていない状況である。

新施設では 200 人収容可能な研修室や音楽室、体育館の設置など施設機能の充実が図られることや民間事業者のノウハウの活用を考慮して利用者数を推計することとし、特に部活動や企業、多様な社会教育団体等の宿泊研修による利用増を見込んだ。

併せて、近隣施設と連携した魅力あるプログラムの提供などにより想定される家族利用を見込んでいる。

・ 需要見込み推計：延利用者数 14,100 人（延宿泊者数 6,000 人）

(2) 県外利用者数

太平少年自然の家の県外利用者の内訳は、平成 29（2017）年度実績で、企業 2 団体、スポーツ関係 7 団体、部活動 1 団体、幼稚園等 4 団体、その他 3 団体となっているが、県内の団体利用同様、企業や学校の部活動にはほとんど利用されていない。

県営みかも山公園には、県外から多くの方が来園している現状に鑑みるとともに、良好な交通アクセス、施設機能の充実及び民間事業者のノウハウの活用により、近隣の群馬県や埼

玉県、さらには東京方面からの部活動や企業、多様な社会教育団体等の宿泊研修の需要を見込むことが可能と考える。さらに、芳賀青年の家からの切り替え需要や近隣施設と連携した魅力あるプログラムの提供などにより県外家族利用を見込んでいる。

- ・ 需要見込み推計：延利用者数 8,600 人（延宿泊者数 5,200 人）

(3) 年間推計延利用者数等

上記(1)及び(2)より、新施設に係る年間の推計延利用者数及び延宿泊者数は、以下のとおりである。

新施設では音楽室や体育館の整備に加え利用形態に柔軟に対応するなど、ソフト・ハード両面において施設の充実が図られる。また、指定管理者制度を導入することにより運営の効率化が期待できることから、十分可能な推計値であると考ええる。

○新施設年間推計延利用者数・延宿泊者数 (単位：人)

	県内学校利用	県内団体利用	県外利用	合計
推計延利用者数	14,800 (39.5%)	14,100 (37.6%)	8,600 (22.9%)	37,500 (100%)
推計延宿泊者数	7,300 (39.5%)	6,000 (32.4%)	5,200 (28.1%)	18,500 (100%)

(参考)

○新施設の需要見込みと既存施設との比較（上段：延利用者数、下段：延宿泊者数）

(単位：人、%)

利用区分	新施設 定員：200 人		太平 定員：200 人		芳賀 定員：150 人		なす 定員：200 人		海浜 定員：400 人	
	利用者数	割合	利用者数	割合	利用者数	割合	利用者数	割合	利用者数	割合
県内学校利用	14,800	39.5	11,615	55.8	2,663	26.6	19,497	56.3	37,535	55.5
	7,300	39.5	4,888	58.8	783	22.7	10,493	56.6	24,856	60.1
県内団体利用	14,100	37.6	7,151	34.3	5,488	54.8	8,569	24.8	30,040	44.5
	6,000	32.4	2,431	29.2	1,574	45.6	3,656	19.7	16,481	39.9
県外利用	8,600	22.9	2,064	9.9	1,862	18.6	6,532	18.9	—	—
	5,200	28.1	992	12.0	1,097	31.7	4,385	23.7	—	—
合計	37,500	100	20,830	100	10,013	100	34,598	100	67,575	100
	18,500	100	8,311	100	3,454	100	18,534	100	41,337	100
定員稼働率	56.3 ^{※1}	—	35.4	—	21.6	—	51.9	—	49.5	—
	31.5 ^{※2}	—	18.5	—	9.2	—	31.5	—	32.9	—

※1 延利用者数ベースの定員稼働率：延利用者数／（定員×開所日数）

※2 延宿泊者数ベースの定員稼働率：延宿泊者数／（定員×宿泊可能日数）

Ⅶ 整備工程

発注方式について従来方式、P F I 方式に関わらず、平成 35（2023）年度の供用開始を目指し、整備を進める。

【従来方式による整備工程】

年度 項目	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 33 (2021)年度	平成 34 (2022)年度	平成 35 (2023)年度
設計条件の整理	↔					
入札・契約	↔					
基本・実施設計		↔				
入札・契約			↔			
工事（進入路、造成 工事含む）				←	→	

【P F I 方式による整備工程】

年度 項目	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 33 (2021)年度	平成 34 (2022)年度	平成 35 (2023)年度
実施方針等策定・公表	↔					
特定事業選定		↔				
入札公告		↔				
落札者決定			↔			
契約の締結			↔			
設計・工事（進入路、 造成工事含む）				←	→	